

議案第2号

宇部市都市計画審議会会長 様

宇 都 住 第 3 8 3 号
令和元年(2019年)10月15日

宇部市長 久保田 后子

宇部都市計画特定用途誘導地区の決定について（付議）

下記のとおり特定用途誘導地区を決定することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、貴会に付議します。

記

宇部都市計画特定用途誘導地区の決定（宇部市決定）

都市計画特定用途誘導地区を次のように決定する。

種 類	面 積	建築物等の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	備 考
特定用途誘導地区	約 148 ha	別表第 1 のとおり	別表第 2 のとおり	
計	約 148 ha			

別表第 1

下記に掲げる用途のうち、都市機能を誘導するために容積率制限を緩和すべきもの

(1) 店舗

- ・大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に規定する店舗面積が1,000㎡を超える施設

(2) 病院

- ・医療法第 4 条の 2 に規定する特定機能病院
- ・医療法第 1 条の 5 に規定する病院のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの

別表第2

当該建築物の全部又は一部を誘導すべき用途に供する建築物の容積率の最高限度は、次に定める式によって計算した数値とする。

$$V = 3 V_c / (3 - R)$$

この式において、V、V_c、Rは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V：建築基準法第52条第1項第6号の数値

V_c：用途地域に関する都市計画において定められた容積率

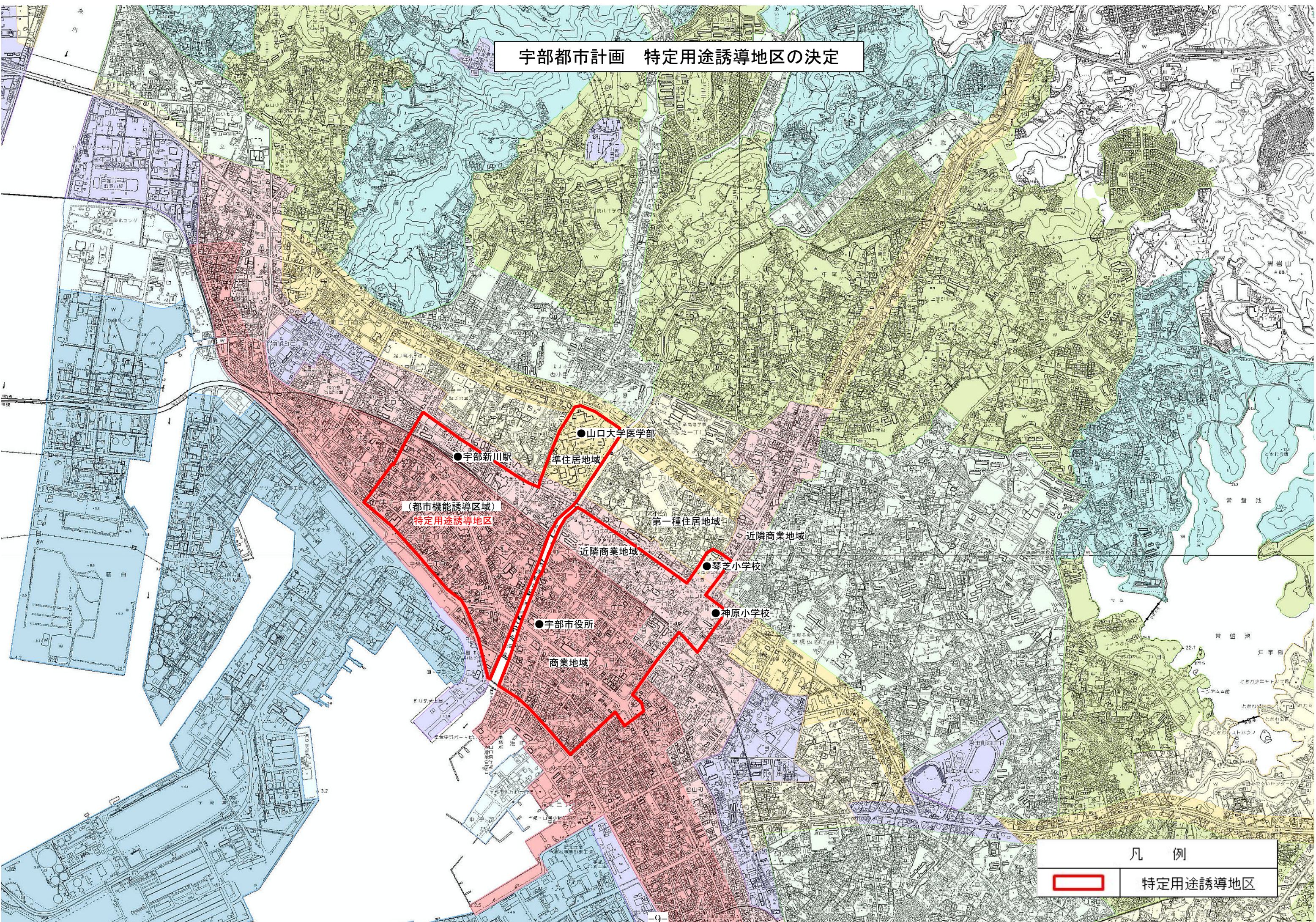
R：建築物の誘導用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合

「位置、区域は計画図表示のとおり。」

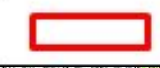
理 由

都市機能誘導区域において、建築基準法第52条第1項第6号に基づき、誘導施設に限定して容積率の緩和を行うことにより、中心市街地の求心性を高め、市全体の魅力と利便性の向上を図るため、誘導施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする「特定用途誘導地区」を定めるものです。

宇部都市計画 特定用途誘導地区の決定



凡例



特定用途誘導地区